

「種苗法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」  
の結果について

令和 8 年 4 月 20 日  
輸出・国際局知的財産課

「種苗法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和 8 年 2 月 9 日から令和 8 年 3 月 10 日までの間、e-Gov等を通じて、広く意見を募集したところ、御意見が寄せられませんした。

なお、本省令案につきましては、パブリックコメントに付した案をもとに別添のとおり定めることとしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局知的財産課

代表：03-3502-8111(内線4290)

直通：03-6738-6445